厚木市告示第407号

厚木市保健福祉センターの臨時休館について

厚木市立保健福祉センター条例施行規則（平成２年厚木市規則第４号）第２条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時に休館する。

令和８年11月13日

厚木市長　山口　貴裕

臨時に休館する日　　令和９年４月24日から令和９年５月９日まで